

奈良県耐震改修促進計画

【概要版】

令和3年3月

奈良県

【計画の位置づけ・目的】

- ◆建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条で、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務付けられています。
- ◆奈良県耐震改修促進計画は、本県において地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。

【計画の期間】

- ◆計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とします。

【計画改定の趣旨】

- ◆平成23年に発生した東日本大震災などを背景に改正された耐震改修促進法を踏まえ、平成28年に改定した奈良県耐震改修促進計画が、令和2年度をもって終了します。
- ◆今なお熊本地震（平成28年）や北海道胆振東部地震（平成30年）など巨大地震は頻発し、南海トラフ巨大地震の30年以内発生確率が70%程度から70~80%に引き上げられるなど、本県においては、地震がいつでも発生してもおかしくない状況です。
- ◆このため、引き続き住宅・建築物の耐震化を促進する必要があることから、新たな目標や所有者に対して直接的な耐震化を促す取り組みなど新たな施策を設定し、計画を改定します。
- ◆なお、計画の改定にあたっては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」と「国の基本方針」に基づく他、「奈良県国土強靱化地域計画」、「奈良県地域防災計画」を上位計画とし、住宅については「奈良県住生活基本計画」との連携を図るものとします。

【耐震化の促進を図る建築物】

- ◆阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、特に、昭和56年5月以前に建築された古い建築物の被害が顕著に見られたことを踏まえ、本計画の重点対象建築物を昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、住宅、多数の者が利用する建築物及び公共建築物を対象とします。
- ◆また、これら重点対象建築物のほか、昭和56年6月以降に建築された建築物のうち、現行の耐震基準に適合していない特定既存耐震不適格建築物についても本計画の対象にするとともに、地震時の建築物の総合的な安全対策を図るため、次に掲げる建築設備、工作物なども本計画の対象に加え、県内全域の建築物等の地震に対する安全性の向上を図ることとします。
 - 居住空間内の安全確保
 - エレベーター、エスカレーターの耐震対策
 - ブロック塀などの工作物の安全対策
 - 大規模空間の天井崩落対策

昭和56年5月以前に着工された既存建築物

住宅（戸建、共同住宅等）

公共建築物

多数の者が利用
する建築物等

多数の者が利用する建築物等

1. 多数の者が利用する建築物
2. 危険物の貯蔵場又は処理場
3. 緊急輸送路等の避難路沿道建築物

【既存建築物の耐震化の状況】

- ◆住宅の耐震化状況
 - 住宅・土地統計調査等により県内の令和2年の住宅総戸数を推計すると約53万5千戸あり、耐震化率は約87%で耐震性が不十分と考えられるのは約7万戸と推計されます。
- ◆多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況
 - 多数の者が利用する民間建築物は令和2年度末で3,300棟あり、耐震化率は約91%で耐震性が不十分と考えられるのは310棟と推計されます。
- ◆県有建築物の耐震化状況
 - 「県有建築物の耐震改修プログラム」で耐震化を推進する対象建築物は令和2年度末で1,719棟あり、耐震化率は96%で耐震性が不十分な建築物は75棟あります。

【建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・国の基本方針

- 奈良県
国土強靱化地域計画
- 奈良県地域防災計画
- 奈良県住生活基本計画

奈良県耐震改修促進計画

【令和7年度末までの目標耐震化率】

- 住宅・・・・・・・・・・95%
- 多数の者が利用する
- 民間建築物・・・・・・・・95%
- 県有建築物・・・・・・・・98%以上

【建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策】

◆基本的な取組方針

- 住宅・建築物の所有者等や県、市町村の役割に応じた耐震化への努力
- 奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会、建築物の耐震化促進に係る市町村連絡会議の活用

◆耐震診断・改修を行うことができる環境整備

- 相談体制の整備
- 耐震診断技術者の育成・登録
- 耐震改修工事を行う事業者の育成
- 耐震セミナー、県政出前トークの開催

◆耐震診断・改修等の促進を図るための補助制度等による支援

◆住宅の耐震化施策の強化

- 昭和56年5月以前に開発された住宅団地への集中的な普及啓発
- 耐震診断を実施した所有者へのダイレクトメール等による直接的に耐震化を促す取り組み
- 耐震改修事業者の技術力向上の取り組み

◆多数の者が利用する民間建築物の耐震化促進

- ダイレクトメール等による直接的な普及啓発

◆県有建築物の耐震化推進

- 県有施設等耐震検討チームによる耐震化の取り組み

◆耐震診断が義務化された

「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震化促進

- 個別訪問などによる直接的な指導・助言

◆防災拠点建築物の耐震化促進

- 地震時に災害応急対策の拠点となる防災拠点建築物の耐震診断義務付けに向けた取り組み

◆避難路沿道建築物の耐震化促進

- ダイレクトメール等による直接的な指導・助言

◆避難路沿道のブロック塀等の耐震化促進

【建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及】

- ◆パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催
- ◆耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実
- ◆リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ◆建築物の建替えの促進
- ◆地震保険加入によるメリットの普及啓発
- ◆地震防災マップの活用
- ◆自主防災組織・町内会等との連携
- ◆学校等における地震防災教育の推進

【その他の耐震化の取り組み】

- ◆建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導・助言等の実施
- ◆建築基準法による勧告等の実施
- ◆所管行政庁との連携



お問い合わせ先

奈良県 県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課建築審査係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL : 0742-27-7561

FAX : 0742-27-7790